

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当)は、
その翌日)

規則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十八年十月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五十四号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

の一部分を次のように改正する。
現業職員の給与に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県規則第四十六号)

第三条の二第三項第一号中「(車庫長、車庫主任、守衛長、副守衛長、交換室長、印刷技手長若しくは用務主任の職務又は知事が別に定める職務にある者に限る。)」を削る。

第五条第八項中「三百五十円」を「四百五十円」に改める。
別表第一を次のように改める。

目次

- ◇規 則 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
- 最高号給等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則
- 職員の新任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 住居手当に関する規則の一部を改正する規則
- 通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則
- 教職調整額に関する規則の一部を改正する規則
- 警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則
- 警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則

別表第一

現 業 職 給 料 表

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円
1	—	60,400	43,500	—
2	105,500	63,600	44,800	40,200
3	109,800	66,800	46,100	41,400
4	114,100	70,000	47,500	42,600
5	118,400	73,200	49,300	43,500
6	122,800	76,400	51,300	44,800
7	127,200	79,500	53,500	46,100
8	131,600	82,600	55,600	47,500
9	136,100	85,400	57,800	49,300
10	140,600	91,400	60,400	51,300
11	145,100	95,000	63,000	53,400
12	149,300	98,600	65,600	54,800
13	153,500	102,200	68,200	57,800
14	157,700	108,600	70,800	60,400
15	161,900	112,800	76,400	63,000
16	165,500	117,000	79,500	65,600
17	169,100	121,200	82,600	68,200
18	171,900	125,400	85,400	70,800
19		129,600	88,200	76,400
20		133,700	95,000	79,500
21		137,700	98,600	82,600
22		141,700	102,200	85,400
23		145,700	105,800	88,200
24		149,100	109,400	91,000
25		152,400	113,000	93,800
26		155,000	116,300	96,600
27			119,400	99,000
28			122,400	101,400
29			125,400	103,700
30			127,600	106,000
31			129,800	108,000
32			131,900	110,000
33			133,500	111,500

別表第三の表中

三七、五〇〇円

を

四四、八〇〇円

に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十八年四月一日から適用する。

(特定の号給の切替え等)

2 昭和四十八年四月一日(以下「切替日」という。)の前日においてその者の受ける号給(以下「旧号給」という。)が附則別表第一特定の号給の切替表(以下「切替表」という。)の旧号給欄に掲げられている号給である職員(以下「特定号給職員」という。)のうち、旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのない号給である職員及び旧号給が同欄に期間の定めのある号給である職員で切替日において旧号給を受けていた期間(知事の定める職員にあつては、知事の定める期間を増減した期間。次項及び附則第四項第二号において同じ。)が同欄の左欄に定める期間に達しているものの切替日における号給は、旧号給に対応する切替表の新号給欄に定める号給とする。

3 特定号給職員のうち、旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのある号給である職員で切替日において旧号給を受けていた期間が同欄の左欄に定める期間に達していないものは、切替日から起算してそれらの期間の差に相当する期間を経過した日が、昭和四十八年七月一日以前であるときは同日に、同月二日以後であるときは同年十月一日に、旧号給に対応する切替表の新号給欄に定める号給を受けるものとし、その者の切替日から切替表の新号給欄に定める号給を受ける日の前日までの間における

給料月額は、旧号給に対応する切替表の暫定給料月額欄に定める額とする。

4 附則第二項の規定により切替日における号給を決定される職員に対する切替日以降における最初の改正後の現業職員の給与に関する規則(以下「改正後の給与規則」という。)第三条の二第五項の規定によりその例によることとされている職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号。以下「給与条例」という。)第四条第六項の規定の適用については、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる期間を切替日における号給を受ける期間に通算する。

一 旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのない号給である職員 旧号給を受けていた期間(知事の定める職員にあつては、知事の定める期間を増減した期間)

二 旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのある号給である職員 旧号給を受けていた期間が九月未満である職員にあつては旧号給を受けていた期間から当該旧号給に対応する切替表の期間欄の左欄に定める期間を減じた期間、旧号給を受けていた期間が九月以上である職員にあつては旧号給を受けていた期間から当該旧号給に対応する切替表の期間欄の右欄に定める期間を減じた期間

(最高号給等の切替え等)

5 切替日の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給をこえる給料月額を受ける職員(以下「最高号給等職員」という。)で切替日の前日におけるその者の号給又は給料月額(以下「旧号給等」という。)が附則別表第二最高号給等職員の切替表(以下「特定切替表」という。)の旧号給等欄に掲げられている号給又は給料月額であるもの(以

下「特定最高号給等職員」という。)のうち、旧号給等が特定切替表の期間欄に期間の定めのない号給又は給料月額である職員及び旧号給等が同欄に期間の定めのある号給又は給料月額である職員で切替日において旧号給等を受けていた期間(知事の定める職員にあつては、知事の定める期間を増減した期間。次項並びに附則第七項第二号及び第四号において同じ。)が同欄の左欄に定める期間に達しているものの切替日における号給又は給料月額は、旧号給等に対応する特定切替表の新旧号給等欄に定める号給又は給料月額とする。

6 特定最高号給等職員のうち、旧号給等が特定切替表の期間欄に期間の定めのある号給又は給料月額である職員で切替日において旧号給等を受けていた期間が同欄の左欄に定める期間に達していないものの切替日における給料月額は、旧号給等に対応する特定切替表の暫定給料月額欄に定める給料月額とし、その職員は、切替日から起算して特定切替表の期間欄の左欄に定める期間と切替日において旧号給等を受けていた期間との差に相当する期間を経過した日が、昭和四十八年七月一日以前であるときは同日に、同月二日以後であるときは同年十月一日に、旧号給等に対応する特定切替表の新旧号給等欄に定める号給を受けるものとする。

7 附則第五項の規定により切替日における号給又は給料月額を決定される職員に対する切替日以後の最初の昇給規定(改正後の給与規則第三条の第二第五項の規定によりその例によることとされている給与条例第四条第六項又は第八項ただし書の規定をいう。)の適用については、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる期間を切替日におけるその者の号給又は給料月額を受ける期間に通算する。

一 切替日における号給が職務の等級の最高の号給より下位の号給とな

る職員のうち旧号給等が特定切替表の期間欄に期間の定めのない号給又は給料月額である職員 旧号給等を受けていた期間(知事の定める職員にあつては、知事の定める期間を増減した期間。第三号、第五号及び第六号において同じ。)のうち十二月をこえない期間

二 切替日における号給が職務の等級の最高の号給より下位の号給となる職員のうち旧号給等が特定切替表の期間欄に期間の定めのある号給又は給料月額である職員 旧号給等を受けていた期間から当該旧号給等に対応する特定切替表の期間欄の左欄(旧号給等を受けていた期間が九月以上である職員にあつては、右欄)に定める期間を減じた期間

三 切替日における号給が職務の等級の最高の号給となる職員のうち旧号給等が特定切替表の期間欄に期間の定めのない号給又は給料月額である職員 旧号給等を受けていた期間のうち十八月をこえない期間

四 切替日における号給が職務の等級の最高の号給となる職員のうち旧号給等が特定切替表の期間欄に期間の定めのある号給又は給料月額である職員 旧号給等を受けていた期間から当該旧号給等に対応する特定切替表の期間欄の左欄(旧号給等を受けていた期間が九月以上である職員にあつては、右欄)に定める期間を減じた期間

五 切替日における給料月額が職務の等級の最高の号給をこえる給料月額となる職員(次号に掲げる職員を除く。) 旧号給等を受けていた期間

六 切替日における給料月額が職務の等級の最高の号給をこえる給料月額となる職員のうち旧号給等が附則別表第三に掲げる給料月額である職員 旧号給等を受けていた期間が十二月をこえる場合に限り、三月最高号給等職員のうち旧号給等が特定切替表に掲げられていない職員

8

の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、別に知事が定めるものとする。

(切替期間における異動者の号給等)

9 切替日からこの規則の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、改正前の現業職員の給与に関する規則(以下「改正前の給与規則」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、知事の定める職員の改正後の給与規則の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号給若しくは給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、知事の定めるところによる。この場合において、その給料月額が切替表の暫定給料月額欄に定める額とされた職員の当該給料月額を受けることがなくなつた日における号給は、知事が定める。

(給与の内払)

10 改正前の給与規則の規定に基づいて、切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の給与規則の規定による給与の内払とみなす。

(その他)

11 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附則別表第一

特定の号給の切替表

職務の等級	旧号給	新号給	期	間	暫定給料月額 円
特 1 等級	14	14	3月	6月	156,900
	15	15	6月	9月	159,200
	16	15	3月	6月	164,100
	17	16	3月	6月	164,100
	22	22	3月	6月	140,400
	23	23	6月	9月	143,100
1 等級	24	23	3月	6月	147,800
	25	24	6月	9月	149,800
	26	25	3月	6月	121,400
	28	28	6月	9月	123,100
2 等級	29	29	3月	6月	126,800
	30	29	6月	9月	128,100
	31	30	3月	6月	102,900
	32	31	6月	9月	104,200
3 等級	33	31	3月	6月	107,200
	29	29	6月	9月	108,400
	30	30	3月	6月	108,400
	31	30	6月	9月	108,400
	32	31	3月	6月	108,400
	33	32	6月	9月	108,400

附則別表第二

最高号給等職員の切替表

職務の等級	旧号給等	新号給等	期	間	暫定給料月額 円
特1等級	18号給 円 149,000	17号給 円 177,500	6月	9月	166,300
	151,200	18号給 円 174,700			
	153,400	177,500			
	155,600	180,300			
	157,800				
1等級	27号給 円 135,900	25号給 円 157,600			
	137,900	160,200			
	139,900	162,800			
	141,900	165,400			
	143,900				
2等級	34号給 円 115,800	32号給 円 135,100	3	6	131,100
	117,100	33号給 円 136,700	6	9	132,400
	118,400				
	119,700				
	121,000				
	34号給	32号給			

3等級	97,200	33号給 円 113,000		
	98,400	114,500		
	99,600	116,000		
	100,800	117,500		
	102,000			

附則別表第三

職務の等級	給料月額 円
1等級	143,900
3等級	102,000

人事委員会規則

最高号給等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則をここに公布す。

昭和四十八年十月二十二日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十一号

最高号給等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（昭和四十八年十月鳥取県条例第四十六号。以下「昭和四十八年改正条例」という。）附則第六項の規定に基づき、最高号給等を受ける職員の給料の切替え等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(号給等の切替え)

第二条 昭和四十八年改正条例附則第六項に規定する職員（以下「最高号給等職員」という。）で昭和四十八年四月一日（以下「切替日」という。）の前日におけるその者の号給又は給料月額（以下「旧号給等」という。）が別表第一のイからチまでの表（以下「切替表」という。）の旧号給等欄に掲げられている号給又は給料月額であるもの（以下「特定最高号給等職員」という。）のうち、旧号給等が切替表の期間欄に期間の定めのない号給又は給料月額である職員及び旧号給等が同欄に期間の定めのある号給又は給料月額である職員で切替日において旧号給等を受けていた期間（人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める期間を増減した期間。次条並びに第四条第二号及び第四号において同じ。）が同欄の左欄に定める期間に達しているものの切替日における号給又は給料月額は、旧号給等に対応する切替表の新号給等欄に定める号給又は給料月額とする。

第三条 特定最高号給等職員のうち、旧号給等が切替表の期間欄に期間の定めのある号給又は給料月額である職員で切替日において旧号給等を受けていた期間が同欄の左欄に定める期間に達していないものの切替日における給料月額は、旧号給等に対応する切替表の暫定給料月額欄に定め

る給料月額とし、その職員は、切替日から起算して切替表の期間欄の左欄に定める期間と切替日において旧号給等を受けていた期間との差に相当する期間を経過した日が、昭和四十八年七月一日以前であるときは同日に、同月二日以後であるときは同年十月一日に、旧号給等に対応する切替表の新号給等欄に定める号給を受けるものとする。

(期間の通算)

第四条 第二条の規定により切替日における号給又は給料月額を決定される職員に対する切替日以後の最初の昇給規定（職員の給与に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第三号）第四条第六項又は第八項ただし書の規定をいう。）の適用については、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる期間を切替日におけるその者の号給又は給料月額を受ける期間に通算する。

一 切替日における号給が職務の等級の最高の号給より下位の号給となる職員のうち旧号給等が切替表の期間欄に期間の定めのない号給又は給料月額である職員、旧号給等を受けていた期間（人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める期間を増減した期間。第三号、第五号及び第六号において同じ。）のうち十二月をこえない期間

二 切替日における号給が職務の等級の最高の号給より下位の号給となる職員のうち旧号給等が切替表の期間欄に期間の定めのある号給又は給料月額である職員、旧号給等を受けていた期間から当該旧号給等に対応する切替表の期間欄の左欄（旧号給等を受けていた期間が九月以上である職員にあつては、右欄）に定める期間を減じた期間

三 切替日における号給が職務の等級の最高の号給となる職員のうち旧号給等が切替表の期間欄に期間の定めのない号給又は給料月額である

職員 旧号給等を受けていた期間のうち十八月をこえない期間

四 切替日における号給が職務の等級の最高の号給となる職員のうち旧号給等が切替表の期間欄に期間の定めのある号給又は給料月額である職員 旧号給等を受けていた期間から当該旧号給等に対応する切替表の期間欄の左欄(旧号給等を受けていた期間が九月以上である職員にあつては、右欄)に定める期間を減じた期間

五 切替日における給料月額が職務の等級の最高の号給をこえる給料月額となる職員(次号に掲げる職員を除く。) 旧号給等を受けていた期間

六 切替日における給料月額が職務の等級の最高の号給をこえる給料月額となる職員のうち旧号給等が別表第二に掲げる給料月額である職員 旧号給等を受けていた期間が十二月をこえる場合に限り、三月

(特定の職員の切替え)

第五条 最高号給等職員のうち旧号給等が切替表に掲げられていない職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、あらかじめ人事委員会の承認を得て定めるものとする。

(雑則)

第六条 この規則に定めるもののほか、最高号給等を受ける職員の給料の切替え等に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十八年四月一日から適用する。

別表第一

最高号給等職員の号給等の切替表

行政職給料表の適用を受ける者

職務の等級	旧号給等	新号給等	期	間	暫定給料月額
特1等級	15号給 218,600	15号給 246,200	月	月	円
	221,600	249,500			
	224,600	252,800			
	227,600	256,100			
	230,600	259,400			
1等級	16号給 170,400	15号給	月	月	円
	173,000	16号給			
	175,600	198,200			
	178,200	201,200			
	180,800	204,200			
2等級	18号給 149,000	17号給	月	月	円
	151,200	18号給			
	153,400	174,700			
	155,600	177,500			
	157,800	180,300			
					166,300

3 等級	20号給 円 135,900	18号給 円 19号給 円 157,600			
	137,900	160,200			
	139,900	162,800			
	141,900	165,400			
	143,900				
4 等級	22号給 円 115,800	20号給 円 21号給 円 135,100	3	6	131,100
	117,100	136,700	6	9	132,400
	118,400				
	119,700				
	121,000				
5 等級	21号給 円 97,200	19号給 円 20号給 円 113,000			
	98,400	114,500			
	99,600	116,000			
	100,800	117,500			
	102,000				
6 等級	19号給 円 77,700	18号給 円 19号給 円 92,200	6	9	88,300
	78,700	93,500			
	79,700				
	80,700				

ロ 公安職給料表の適用を受ける者

	81,700	94,800			
7 等級	17号給 円 56,100	16号給 円 17号給 円 66,600	3	6	64,100
	57,000	67,600	6	9	65,000
	57,900				
	58,800				
	59,700				

職務の等級	旧号給等	新号給等	期	間	暫定給料月額
特 1 等級	18号給 円 158,700	17号給 円 18号給 円 186,500	6	9	177,800
	160,900	189,300			
	163,100	192,100			
	165,300				
	167,500				
1 等級	21号給 円 149,000	19号給 円 20号給 円 175,000	3	6	168,500
	151,000	177,600	6	9	170,500
	153,000	180,200			
	155,000				
	157,000				

2 等級	24号給 円	129,200	22号給	3	6	146,700
	130,800	23号給	6	9	148,300	
	132,400	23号給 円				
	134,000	152,000				
	135,600	154,100				
3 等級	27号給 円	120,300	25号給			
	121,800	26号給 円				
	123,300	142,000				
	124,800	144,000				
	126,300	146,000				
4 等級	29号給 円	115,500	28号給	6	9	131,900
	117,000	28号給				
	118,500	29号給 円				
	120,000	137,800				
	121,500	139,700				
5 等級	31号給 円	110,700	30号給	3	6	126,800
	112,100	31号給	6	9	128,200	
	113,500	31号給 円				
	114,900	131,400				
	116,300	133,200				

ハ 教育職給料表(イ)の適用を受ける者

職務の等級	旧号給等	新号給等	期 間		暫定給料月額 円
			月	月	
1 等級	26号給 円	24号給	6	9	198,700
	179,600	24号給			
	182,400	25号給 円			
	185,200	207,700			
2 等級	188,000	210,700			
	190,800	213,700			
	39号給 円	35号給			
	152,400	36号給			
	154,100	37号給 円			
3 等級	155,800	177,500			
	157,500	179,600			
	159,200	179,600			
	37号給 円	33号給	3	6	123,600
	109,600	34号給	6	9	124,800

ニ 教育職給料表の適用を受ける者

職務の等級	旧号給等	新号給等	期	間	暫定給料月額 円
1 等級	29号給 円	25号給	月	月	
	151,800	26号給			
	153,500	27号給 円			
	155,200	176,900			
	156,900	179,000			
	158,600	179,000			
2 等級	39号給 円	35号給			
	132,600	36号給			
	134,000	37号給 円			
	135,400	154,800			
	136,800	156,600			
	138,200	156,600			
3 等級	27号給 円	25号給	6	9	96,600
	85,100	25号給			
	86,200	26号給 円			
	87,300	100,800			
	88,400	102,200			
	89,500	103,600			

ホ 研究職給料表の適用を受ける者

職務の等級	旧号給等	新号給等	期	間	暫定給料月額 円
1 等級	25号給 円	25号給	月	月	
	216,000	26号給 円			
	219,000	245,900			
	222,000	248,900			
	225,000	251,900			
	228,000	254,900			
2 等級	28号給 円	26号給	6	9	165,700
	148,600	26号給			
	150,500	27号給 円			
	152,400	172,000			
	154,300	174,200			
	156,200	176,400			
3 等級	27号給 円	25号給	月	月	
	119,900	26号給 円			
	121,700	138,600			
	123,500	140,700			
	125,300	142,800			
	127,100	144,900			
	26号給 円	24号給			
	98,100	25号給 円			

4 等級	99,400	114,000			
	100,700	115,600			
	102,000	117,200			
	103,300	118,800			

医療職給料表(イ)の適用を受ける者

職務の等級	旧号給等	新号給等	期	間	暫定給料月額
1 等級	19号給 円 222,100	19号給 円 250,100	月	月	円
	225,100	253,400			
	228,100	256,700			
	231,100	260,000			
	234,100	263,300			
2 等級	23号給 円 198,000	21号給 円 226,200			
	200,500	229,200			
	203,000	232,200			
	205,500	235,200			
	208,000				
3 等級	24号給 円 173,200	22号給 円 194,300	3	6	194,300
	175,100	23号給 円 196,200	6	9	196,200
		23号給			

4 等級	177,000	200,900			
	178,900	203,500			
	180,800	206,100			
23号給 円 138,200	21号給 円 159,000				
139,900	161,100				
141,600	163,200				
143,300	165,300				
145,000					

医療職給料表(ロ)の適用を受ける者

職務の等級	旧号給等	新号給等	期	間	暫定給料月額
特 1 等級	17号給 円 175,800	15号給 円 194,700	3	6	194,700
	178,300	16号給 円 197,200	6	9	197,200
	180,800	202,400			
	183,300	205,400			
	185,800	208,400			
1 等級	20号給 円 141,300	18号給 円 157,800	6	9	157,800
	143,300	19号給 円 165,600			
	145,300				

	147,300	168,200			
	149,300	170,800			
2 等級	23号給 円	21号給	3	6	132,100
	117,000	22号給	6	9	133,500
	118,400	22号給 円			
	119,800	136,400			
	121,200	138,100			
	122,600	139,800			

3 等級	22号給 円	21号給	3	6	107,400
	94,700	22号給	6	9	108,600
	95,900	22号給 円			
	97,100	111,200			
	98,300	112,700			
	99,500	114,200			

4 等級	20号給 円	19号給			
	75,700	20号給 円			
	76,700	89,100			
	77,700	90,400			
	78,700	91,700			
	79,700	93,000			

	13号給 円	12号給			
	52,500	13号給			

5 等級	53,400	62,400			
	54,300	63,400			
	55,200	64,400			
	56,100	65,400			

子 医療職給料表(白)の適用を受ける者

職務の等級	旧号給等	新号給等	期 間	暫定給料月額
特 1 等級	19号給 円	18号給	6 月	166,500
	148,900	18号給		
	150,900	19号給 円	9 月	
	152,900	174,300		
	154,900	176,900		
	156,900	179,500		
1 等級	26号給 円	23号給		
	131,200	24号給		
	132,500	25号給 円		
	133,800	153,500		
	135,100	155,100		
	136,400	155,100		
2 等級	24号給 円	21号給		
	110,400	22号給		
	111,700	23号給		

	113,000	130,400 円			
	114,300	131,900			
	115,600	133,400			
3 等 級	26号給 円	23号給	3	6	101,200
	88,000	24号給	6	9	102,200
	89,000	24号給			
	90,000	25号給 円			
	91,000	106,600			
	92,000	106,600			
4 等 級	23号給 円	21号給	3	6	86,100
	75,100	22号給	6	9	87,100
	76,100	22号給 円			
	77,100	89,400			
	78,100	90,700			
	79,100	92,000			

別表第二

給 料 表	職 務 の 等 級	給 料 月 額
行 政 職 給 料 表	3 等 級	143,900 円
	5 等 級	102,000
公 安 職 給 料 表	3 等 級	124,800

教 育 職 給 料 表 (一)	2 等 級	157,500
	1 等 級	156,900
教 育 職 給 料 表 (二)	2 等 級	136,800
	4 等 級	79,700
医 療 職 給 料 表 (一)	1 等 級	135,100
	2 等 級	115,600
医 療 職 給 料 表 (二)	2 等 級	115,600
	3 等 級	91,000

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

昭和四十八年十月二十二日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十二号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する
規則

職員の新任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年十月鳥

取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第二十三条から第二十九条までを次のように改める。

(昇格又は降格の場合の給料月額の特例等)

- 第二十三条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(昭和四十八年十月鳥取県条例第四十六号。以下「昭和四十八年改正条例」といふ。)附則別表第一のイからチまでの表(以下「切替表」といふ。)の暫定給料月額欄に定める給料月額(以下「暫定給料月額」といふ。)を受ける職員を昇格させ、又は降格させた場合(第九条第一項に規定する異動をしたことにより昇格させ、又は降格させた場合を除く。)におけるその者の給料月額は、当該昇格又は降格の直前に受けていた暫定給料月額に対応する切替表の新号給欄の号給を当該昇格又は降格の日の前日に受けていたものとみなして第八条の四第一項又は第八条の五第一項の規定を適用した場合にこれらの規定により受けることとなる号給とする。
- 2 前項の規定により昇格又は降格後の号給を決定された職員の当該昇格又は降格後の最初の昇給に係る昇給期間は、当該昇格又は降格がなかつたものとした場合に当該昇格又は降格の日以後暫定給料月額を受けることとなる期間に相当する期間を加えた期間とする。
- 3 第一項の規定により昇格後の号給を決定された職員のうち、当該昇格の直前に受けていた暫定給料月額に対応する切替表の新号給欄の号給が、第八条の四第一項の規定により当該昇格後の号給に決定されることとなる号給が二ある場合の上位の号給又は三ある場合の最上位の号給である職員の当該昇格後の最初の昇給に係る昇給期間は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による期間から三月を減じた期間とする。

第二十四条 暫定給料月額を受けることがなくなつた日に昇格し、又は降

格した職員(第九条第一項に規定する異動をしたことにより昇格し、又は降格した職員を除く。)は、第八条の四第一項又は第八条の五第一項の規定の適用については、当該昇格又は降格の日の前日に受けていた暫定給料月額に対応する切替表の新号給欄の号給を同日において受けていたものとみなす。

2 前条第三項の規定は、暫定給料月額を受けることがなくなつた日に昇格した職員(第九条第一項に規定する異動をしたことにより昇格した職員を除く。)の当該昇格後の最初の昇給に係る昇給期間について準用する。

(暫定給料月額を受ける職員の特別昇給等の昇給等)

- 第二十五条 暫定給料月額を受ける職員に関する第十二条第一項、第十五条第一項、第十六条又は第二十二条の規定の適用については、次の各号に定める給料月額をこれらの規定による昇給(以下「特別昇給等の昇給」といふ。)の直前の給料月額の直近上位の給料月額とみなす。
- 一 特別昇給等の昇給の直前に受けていた暫定給料月額に対応する切替表の新号給欄の号給の一号給上位の号給(以下「一号給上位号給」といふ。)が切替表の暫定給料月額欄に給料月額の定めのある同表の新号給欄の号給又は最高号給等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則(昭和四十八年十月鳥取県人事委員会規則第二十一号)別表第一のイからチまでの表(以下「最高号給等切替表」といふ。)の暫定給料月額欄に給料月額の定めのある同表の新号給等欄の号給である場合
- 一 号給上位号給に対応する暫定給料月額又は一号給上位号給に対応する最高号給等切替表の暫定給料月額欄に定める給料月額
- 二 一号給上位号給が切替表の暫定給料月額欄に給料月額の定めのある

同表の新号給欄の号給又は最高号給等切替表の暫定給料月額欄に給料月額のある同表の新号給等欄の号給以外の号給である場合、一
号給上位号給

2 前項の規定により特別昇給等の昇給後の給料月額が一号給上位号給となる職員の当該特別昇給等の昇給後の最初の昇給については、当該特別昇給等の昇給がなかつたものとした場合に当該特別昇給等の昇給の日以後暫定給料月額を受けることとなる期間は、当該特別昇給等の昇給後の給料月額を受ける期間に算入しない。

3 第十六条の規定により暫定給料月額を受ける職員を二号給以上上位の号給に昇給させようとする場合には、それぞれ直近上位の給料月額への特別昇給等の昇給が順次行なわれたものとして第一項の規定を適用するものとする。

第二十六条 前条の規定により特別昇給等の昇給後の給料月額が暫定給料月額又は最高号給等切替表の暫定給料月額欄に定める給料月額となる職員の当該給料月額を受けることがなくなつた日における号給は、一号給上位号給とする。

(暫定給料月額を受ける職員に関する規定の準用)

第二十七条 第二十三条及び第二十四条の規定は最高号給等切替表の暫定給料月額欄に定める給料月額を受ける職員の昇格又は降格後の給料月額及び当該昇格又は降格後の最初の昇給に係る昇給期間に、前二条の規定はこれらの職員の特別昇給等の昇給について準用する。

第二十八条及び第二十九条 削除

別表第二の表中

警察官に採用される場合は、八割とする。

を

に改める。

別表第四の一の表中

四五、三〇〇円
三九、九〇〇円
三七、五〇〇円

を

五三、五〇〇円
四七、五〇〇円
四四、八〇〇円

に改

め、同表の二の表中

四七、二〇〇円
四五、三〇〇円

を

五五、六〇〇円
五三、五〇〇円

に改め

別表第五の表中

四一、九〇〇円

を

五〇、二〇〇円

に改め

る。

別表第六の表中

六七、三〇〇円
五七、〇〇〇円
四九、六〇〇円
四一、一〇〇円
四七、九〇〇円
四一、一〇〇円
三八、七〇〇円

を

七八、〇〇〇円
六六、四〇〇円
五八、一〇〇円
四八、九〇〇円
五六、三〇〇円
四八、九〇〇円
四六、一〇〇円

に改め、

同表の注中「四六、七〇〇円」を「五五、〇〇〇円」に改める。

別表第七の表中

六六、六〇〇円
五六、七〇〇円
四九、六〇〇円
四一、一〇〇円
四七、九〇〇円
四一、一〇〇円
三八、七〇〇円

を

七七、三〇〇円
六六、一〇〇円
五八、一〇〇円
四八、九〇〇円
五六、三〇〇円
四八、九〇〇円
四六、一〇〇円

に改める。

別表第八の一の表中

四五、六〇〇円
三九、九〇〇円

を

五三、八〇〇円
四七、五〇〇円

に改

め、同表の二の表中

四七、六〇〇円
四五、六〇〇円

を

五六、〇〇〇円
五三、八〇〇円

に改め、

同表の三の表中

七〇、〇〇〇円
六四、〇〇〇円
五二、四〇〇円

を

八一、〇〇〇円
七四、三〇〇円
六一、二〇〇円

に改める。

別表第九の表中

一〇二、六〇〇円
八〇、一〇〇円
六七、四〇〇円
六三、七〇〇円

を

一一七、三〇〇円
九二、三〇〇円
七八、一〇〇円
七三、九〇〇円

に改める。

別表第十の表中

四六、三〇〇円
四六、三〇〇円
四〇、〇〇〇円
四三、八〇〇円
四〇、〇〇〇円
四六、三〇〇円
四三、八〇〇円
四〇、〇〇〇円
四〇、〇〇〇円
四三、八〇〇円
四三、八〇〇円
四三、八〇〇円
四〇、〇〇〇円
四六、三〇〇円
三七、五〇〇円

を

五四、六〇〇円
五四、六〇〇円
四七、七〇〇円
五一、八〇〇円
四七、七〇〇円
五四、六〇〇円
五一、八〇〇円
四七、七〇〇円
五一、八〇〇円
四七、七〇〇円
五一、八〇〇円
四七、七〇〇円
五一、八〇〇円
四七、七〇〇円
五一、八〇〇円

に改める。

別表十一の表中

四八、一〇〇円
四六、一〇〇円
四六、一〇〇円
四四、一〇〇円
三八、二〇〇円

を

五六、七〇〇円
五四、五〇〇円
五四、五〇〇円
五二、三〇〇円
四五、六〇〇円

に改める。

別表第十三を次のように改める。

別表第十三

調整号給表

職務の等級 給料表	調整号給表						
	一等級	二等級	三等級	四等級	五等級	六等級	七等級
行政職給料表	九号給	一〇号給	一七号給	一四号給	一一号給	九号給	一一号給
公安職給料表	二〇号給	一六号給	一五号給	二三号給	二八号給		
教育職給料表(一)		二六号給	一八号給				
教育職給料表(二)		二四号給	一三号給				
研究職給料表		一五号給	一二号給	一五号給			
医療職給料表(一)		二〇号給	一五号給	一五号給			
医療職給料表(二)	一二号給	一四号給	一四号給	一二号給	一〇号給		
医療職給料表(三)	一四号給	一三号給	一三号給	二二号給			

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十八年四月一日から適用する。

鳥取県人事委員会規則第二十三号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和四十八年十月二十二日

職員の給与の支給に関する規則（昭和二十七年三月鳥取県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。
第九条第二項第二号中「二十四万三千円」を「三十万円」に、「二万二

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

百五十円」を「二万五千円」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行し、昭和四十八年九月二十六日から適用する。

(経過措置)

2 昭和四十八年九月二十六日から施行日までの間において改正後の第九条第二項第二号の規定の適用により新たに扶養手当の支給該当者となる職員に対する職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)第九条第二項の規定の適用については、同条第一項に規定する届出が施行日から十五日を経過するまでの間になされた場合に限り、同条第二項中「その事実が生じた日」とあるのは「当該支給該当者となつた日」と、「これに係る事実の生じた日」とあるのは「施行日」とする。

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十八年十月二十二日

鳥取県人事委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十四号

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当の支給に関する規則(昭和三十七年三月鳥取県人事委員

会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第五条の二中「十年」を「十五年」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二

職員の区分 期間の区分	第3条第1号の職員	第3条第2号の職員	第3条第3号の職員	第3条第4号の職員	第3条第5号の職員	第3条第6号の職員	第3条第7号の職員	第3条第8号の職員	第3条第9号の職員	第3条第10号の職員
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
(1) 採用の日又は第4条各号の職員となつた日から1年間	110,000	100,000	90,000	75,000	50,000	2,500	1,000			
(2) (1)の期間が満了する日の翌日から1年間	110,000	100,000	90,000	75,000	50,000	2,000	700			
(3) (2)の期間が満了する日の翌日から1年間	110,000	100,000	90,000	75,000	50,000	1,500	400			
(4) (3)の期間が満了する日の翌日から1年間	110,000	100,000	90,000	75,000	50,000	1,000				
(5) (4)の期間が満了する日の翌日から1年間	110,000	100,000	90,000	75,000	50,000	500				
(6) (5)の期間が満了する日の翌日から1年間	110,000	100,000	90,000	75,000	50,000					
(7) (6)の期間が満了する日の翌日から1年間	110,000	100,000	90,000	75,000	50,000					
(8) (7)の期間が満了する日の翌日から1年間	110,000	100,000	90,000	75,000	50,000					
(9) (8)の期間が満了する日の翌日から1年間	110,000	100,000	90,000	75,000	50,000					
(10) (9)の期間が満了する日の翌日から1年間	110,000	100,000	90,000	75,000	50,000					
(11) (10)の期間が満了する日の翌日から1年間	110,000	100,000	90,000	75,000	50,000					
(12) (11)の期間が満了する日の翌日から1年間	110,000	100,000	90,000	75,000	50,000					
(13) (12)の期間が満了する日の翌日から1年間	110,000	100,000	90,000	75,000	50,000					
(14) (13)の期間が満了する日の翌日から1年間	110,000	100,000	90,000	75,000	50,000					
(15) (14)の期間が満了する日の翌日から1年間	110,000	100,000	90,000	75,000	50,000					
(16) (15)の期間が満了する日の翌日から1年間	110,000	100,000	90,000	75,000	50,000					
(17) (16)の期間が満了する日の翌日から1年間	104,500	95,000	85,500	71,200	47,500					
(18) (17)の期間が満了する日の翌日から1年間	99,000	90,000	81,000	67,400	45,000					
(19) (18)の期間が満了する日の翌日から1年間	93,500	85,000	76,500	63,600	42,500					
(20) (19)の期間が満了する日の翌日から1年間	88,000	80,000	72,000	59,800	40,000					
(21) (20)の期間が満了する日の翌日から1年間	82,500	75,000	67,500	56,000	37,500					

(22)	(21)の期間が満了する日の翌日から1年間	77,000	70,000	63,000	52,200	35,000		
(23)	(22)の期間が満了する日の翌日から1年間	71,500	65,000	58,500	48,400	32,500		
(24)	(23)の期間が満了する日の翌日から1年間	66,000	60,000	54,000	44,600	30,000		
(25)	(24)の期間が満了する日の翌日から1年間	60,500	55,000	49,500	40,800	27,500		
(26)	(25)の期間が満了する日の翌日から1年間	55,000	50,000	45,000	37,000	25,000		
(27)	(26)の期間が満了する日の翌日から1年間	49,500	45,000	40,500	33,300	22,500		
(28)	(27)の期間が満了する日の翌日から1年間	44,000	40,000	36,000	29,600	20,000		
(29)	(28)の期間が満了する日の翌日から1年間	38,500	35,000	31,500	25,900	17,500		
(30)	(29)の期間が満了する日の翌日から1年間	33,000	30,000	27,000	22,200	15,000		
(31)	(30)の期間が満了する日の翌日から1年間	27,500	25,000	22,500	18,500	12,500		
(32)	(31)の期間が満了する日の翌日から1年間	22,000	20,000	18,000	14,800	10,000		
(33)	(32)の期間が満了する日の翌日から1年間	16,500	15,000	13,500	11,100	7,500		
(34)	(33)の期間が満了する日の翌日から1年間	11,000	10,000	9,000	7,400	5,000		
(35)	(34)の期間が満了する日の翌日から1年間	5,500	5,000	4,500	3,700	2,500		

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十八年四月一日から適用する。

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十八年十月二十二日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十五号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（昭和四十六年三月鳥取県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第九条の四」の下に「及び職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（昭和四十八年十月鳥取県条例第四十六号。以下「改正条例」という。）附則第十六項」を加える。

第八条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

（経過措置）

第八条 改正条例附則第十六項の人事委員会規則で定める事由は次の各号に掲げる事由とし、同項の人事委員会規則で定める日は当該各号に掲げる事由が生じた日の属する月の末日（その事由が生じた日が月の初日であるときは、その日の前日）とする。

一 改正条例による改正前の条例第九条の四第一項に規定する職員たる要件を欠くに至つた場合

二 改正条例施行の際居住していた住居を変更した場合（前号に該当する場合を除く。）

三 改正条例施行の際居住していた住居の家賃の額が変更された場合において、改正条例附則第十六項の規定を適用しないとすれば受けることとなる住居手当の額が同項の規定により受けるべき住居手当の額に達することとなつたとき。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十八年四月一日から適用する。

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十八年十月二十二日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十六号

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第一号中「四千元」を「五千元」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十八年四月一日から適用する。

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十八年十月二十二日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十七号

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当に関する規則(昭和四十四年二月鳥取県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「千二百円」を「二千円」に、「千八百円」を「三千円」に、「六百円」を「千円」に改め、同条第二号中「六百二十円」を「千円」に、「九百三十円」を「千五百円」に、「三百十円」を「五百円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十八年九月一日から適用する。

教職調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十八年十月二十二日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十八号

教職調整額に関する規則の一部を改正する規則

教職調整額に関する規則(昭和四十七年一月鳥取県人事委員会規則第一

号)の一部を次のように改正する。

題名及び第一条中「教職調整額」の下に「の支給方法等」を加える。

第三条中「次の各号に定める額」を「三千六百円」に改め、各号を削る。

第四条中「教職調整額」の下に「の支給方法等」を加え、同条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(教職調整額の支給を受けない特定の教育職員の給料月額の特例)

第四条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(昭和四十八年十月鳥取県条例第四十六号)附則別表第一のハ若しくはニの表の職務の等級一等級又は最高号給等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則(昭和四十八年十月鳥取県人事委員会規則第二十一号)別表第一のハ若しくはニの表の職務の等級一等級に係るそれぞれの表の暫定給料月額欄に定める給料月額を受けることとなる教育職員(条例に規定する義務教育諸学校等の教育職員をいう。)の給料月額は、当該暫定給料月額欄に定める額に三千六百円を加えた額とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十八年四月一日から適用する。

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十八年十月二十二日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十九号

警察職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の特種勤務手当の支給に関する規則（昭和二十九年七月鳥取県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「三百円」を「四百五十円」に改め、同条第二号中「二百円」を「三百円」に、「百六十円」を「二百四十円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十八年四月一日から適用する。

警察職員の特種勤務手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十八年十月二十二日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十号

警察職員の特種勤務手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の特種勤務手当の額から控除する額に関する規則（昭和四十年三月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表中

16.2
12.4
8.2
6.0
4.9
3.8
3.5
を
18.4
14.1

9.3
6.8
5.6
4.3
4.0

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十八年四月一日から適用する。

に改める。

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】